

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構理事会規程

(令和8年4月1日規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款（以下「定款」という。）第11条に規定する理事会（以下「理事会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 理事会は、定款第11条に規定する構成員をもって構成する。

(招集)

第3条 理事会は、定款第12条第1項及び第2項の規定に基づき、理事長が招集する。

2 理事会は、原則として月1回開催するものとし、必要に応じ臨時に開催する。

(議事)

第4条 理事会は、定款第13条の規定に基づき、議事を行う。

(職務代理)

第5条 議長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名する副理事長がその職務を代理する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 定款第13条第5項の規定により理事会に出席する監事は、議決に加わる権利を有しない。

2 定款第13条第5項の規定のほか、議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議決事項)

第7条 理事会は、定款第14条に掲げる事項について議決する。

2 定款第14条第6号に規定する理事長が定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 重要な契約の締結、変更及び解除に関する事項
- (2) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定に関する重要な事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(議事録)

第8条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 理事会の庶務は、経営企画室において行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。